明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○マプト魚市場建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務五二）　一
○マリタイム及びサバネス地域村落給水計画のための贈与に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五三）　二
○保安林の指定をする件（農林水産五九九～六〇三）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同六〇四～六一七）　六
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同六一八）　七
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同六一九）　八
○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同六二〇）　九
○高速自動車国道に関する件（国土交通二一五、二一六）　九
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同二一七、二一八）　九
○運輸審議会から答申があった件（同二一九）　九
○自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示（同二二〇）　九
○航路標識に関する件（海上保安庁六〇～六二）　九
○道路に関する件（中部地方整備局四〇～四三）　八
○浄化槽の型式を認定した件（同四四）　七
○登録建築物調査機関の事業所の所在地を変更した件（近畿地方整備局五八）　六
〔国会事項〕
内閣　総務省　外務省　厚生労働省
環境省　最高裁判所　九九
〔人事異動〕　九九
〔皇室事項〕　二
〔官庁報告〕
労　働　二
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　二
〔資　料〕
閣議決定等事項　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
公証人法第十三条に規定する公証人の採用、建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三
会社その他

告示

○外務省告示第五十二号

平成二十四年二月二十一日に東京で、マプト魚市場建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マプト魚市場建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　九億千八百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年四月三十日まで
4　署名者
日　本　側　加藤敏幸外務大臣政務官
モザンビーク側　エドゥアルド・コローマ外務協力副大臣

平成二十四年三月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第五十三号

平成二十四年二月十七日にロメで、マリタイム及びサバネス地域村落給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マリタイム及びサバネス地域村落給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　八億九千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十八年一月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　西内和彦在トーゴ臨時代理大使
トーゴ側　エリオット・オイヌ国務大臣兼外務・協力大臣

平成二十四年三月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県四万十市伊才原字カクレ峯二八五六の一、字芝峯山二八五八の一、字向山二八五九の二、字栗ノ木谷二八六〇の八、字音地峯二八六三の一、字板義徳二八六四の一、字岩柄山二八六七の五、字栗石山二八六八の六、字椿ノ上エ二八七五の四、字當検二八七七の七、字赤松山二八八六の一